

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 83 号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

「

音 響 反 射 板		8, 6 9 0
舞 台 カ ー ペ ッ ト	1 面	5, 2 3 0

を

」

「

音 響 反 射 板		8, 6 9 0
-----------	--	----------

に改め、

」

同表映写設備の項中

「

1 6 ミ リ 映 写 機	1 台	8, 3 8 0
---------------	-----	----------

を削り、

」

「

スライドプロジェクター	1 台	1, 6 7 0
オーバーヘッドプロジェクター		1, 6 7 0
ビデオプロジェクター		2, 9 3 0
ビデオテープデッキ		1, 6 7 0
ビデオセクター		2, 6 1 0
カラーデータビューアー		3, 9 8 0

を

」

「

ビデオプロジェクター	1 台	2, 9 3 0
------------	-----	----------

に改め、同

」

表照明設備の項を次のように改める。

照 明 設 備	ピンスポットライト	1	台	3,870
	A セ ッ ト	一	式	3,770
	B セ ッ ト			8,690
回 線 設 備	インターネット用	1	回 線	3,300

第2条 京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「京都市国際交流会館」の右に「(以下「会館」という。)」を加える。

別表舞台設備の項中「4,400」を「5,540」に、「410」を「510」に、「2,400」を「3,020」に、「1,780」を「2,240」に、「1,360」を「1,710」に、「100」を「120」に、「830」を「1,040」に、「730」を「910」に、「200」を「250」に、「520」を「650」に、「1,460」を「1,830」に、「8,690」を「10,940」に改め、同表音響設備の項中「1,460」を「1,830」に、「1,360」を「1,710」に、「1,040」を「1,310」に、「2,610」を「3,280」に、「1,250」を「1,570」に、「830」を「1,040」に改め、同表映写設備の項中「2,930」を「3,690」に、「3,030」を「3,810」に改め、同表照明設備の項中「3,870」を「4,870」に、「3,770」を「4,750」に、「8,690」を「10,940」に改め、同表楽器の項中「21,790」を「27,450」に、「7,120」を「8,970」に改め、同表備考2中「練習」を「会館で行う催物の練習」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この規則の公布の日

(2) 第1条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条の規定及び附則第3項の規定 令和5年4月1日

(準備行為)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の京都市国際交流会館条例施行規則（以下「改

正後の規則」という。)の規定による付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(総合企画局国際交流・共生推進室)